

業債第 37 号（例）

2025 年 11 月 21 日

国債代理店引受金融機関本部
国 債 代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）の経過措置の終了等に伴い、標記手続（平成 5 年 12 月 17 日付業債第 10 号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2025 年 12 月 2 日から実施することとしましたので、通知します。

—— 改正実施日以降、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証および私立学校教職員共済制度の加入者証は、記名国債証券に関する手続における本人確認書類として使用できませんので、ご注意ください。

以 上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- ４１９－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４１９の２の表を次のとおり改める（全面改正）。

本人確認書類の種類・名称	本人確認書類の記録事項			
	書類番号 (注1)	発行番号等 (注2)	発行体の 名称 (注2)	発行年月日 (注2)
＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日
資格確認書 (注3)	2	「番号不可」の文言		
介護保険の被保険者証	7	番号が付番されている場合には、その番号		
健康保険日雇特例被保険者手帳	8	「番号不可」の文言		
国民年金手帳 (注4)	1 2			
児童扶養手当証書	1 3	番号が付番されている場合には、その番号		
特別児童扶養手当受給証明書	1 4			
母子健康手帳	1 5			
身体障害者手帳	1 6			
精神障害者保健福祉手帳	1 7			
療育手帳	1 8			
戦傷病者手帳	1 9			
運転免許証	2 0			
運転経歴証明書	2 1			

在留カード	2 2			
特別永住者証明書	2 3			
外国人登録証明書	2 4			
旅券	2 5			
乗員手帳	2 6			
住民基本台帳カード	2 7			
個人番号カード	2 8			
生活保護受給証明書	2 9	「番号不可」 の文言		
裁判所・弁護士会・司法書士 会が発行した証明書（職印 証明書等）	3 0			
官公庁から発行され、また は発給された書類その他こ れに類するもので、当該自 然人の氏名、住居および生 年月日の記載があり、かつ、 当該官公庁により当該自然 人の写真が貼られているも の	3 1	番号が付番 されている 場合には、 その番号		
<法人>（当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載がある ものに限る。）				
印鑑登録証明書	1 0 0	番号が付番 されている 場合には、 その番号	発行体の名 称が記載さ れている場 合には、その 名称	発行年月日 が記載され ている場合 には、その 発行年月日

（注１）書類番号に代え、本人確認書類の名称を記録しても差し支えない。

（注２）発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

（注３）国民健康保険法第９条第２項（同法第２２条において準用する場合を含む。）、健康保険法第５１条の３第１項、船員保険法第２８条の２第１項、高齢者の医療の確保に関する法律第５４条第３項、国家公務員共済組合法第５３条の２第１項（私立学校教職員共済法第２５条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）または地方公務員等共済組合法第５５条の２第１項に規定する書面をいう。

（注４）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の国民年金法第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。

- ４１９の３－２②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２１－１－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２２－１－１①（記載例を除く。）および②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２２－１－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２３－１－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２３－３－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２４－２①（記載例を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。
- ４２５①（記載例を除く。）および②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。
- ４２６－２①（記載例を除く。）および②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。
- ４２７－１①（例示を除く。）および②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。
- ４２７－２①（例示を除く。）中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。
- ４２７の２－１①および②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康

保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２７の２－２①中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ４２８－３②中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。

- ６３１－１③中「・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」を「・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳」に改める。